

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年5月7日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

第3次奈良県地震被害想定調査業務

(2) 業務の目的、内容

4の(2)により配布する業務委託仕様書に示すところによる。

(3) 委託予定金額

金 129,415,000円(消費税及び地方消費税を含む)を限度額とする。

(4) 支払予定額

令和7年度 32% 令和8年度 68%

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する業務委託仕様書に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

2 応募資格

1の(1)の業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書の提出の日から特定通知の日までの期間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」といいます。)を受けていないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条の規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申

立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。

- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「地質」部門の資格を有すること。
- (12) 平成27年以降（過去10年間）に、国又は都道府県と締結した契約において、同種・同種の業務を元請として履行した実績を有する者。
- (13) 本業務を行う期間中、管理技術者（1名）及び照査技術者（1名）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

各配置技術者は、次の資格等を有する者とする。

① 管理技術者

ア 技術士法に基づく技術士資格（総合技術監理部門（建設又は応用理学）、建設部門又は応用理学部門）を有する者であること。

イ 平成27年度以降（過去10年間）に、国又は都道府県が発注した地震被害想定に関する業務に従事した実績を有する者であること。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。）

② 照査技術者

管理技術者と同等の資格又は能力を有する者であること。

なお、配置技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあっては「参加申込書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

3 失格事項

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 上記2に示した応募資格が備わっていないとき。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
- ④ 審査項目についての記載がなかったとき。
- ⑤ 委託金額の上限を超える見積書が提出されたとき。
- ⑥ プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- ⑦ その他不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地

奈良県総務部知事公室防災統括室防災企画係
電話番号 0742-27-8425（直通）
ファクシミリ 0742-23-9244

(2) 業務委託仕様書及び説明書の配布

令和7年5月7日（水）から令和7年5月30日（金）午後5時までの間に、（1）の担当部局またはインターネットの「奈良県防災統括室ホームページ」から入手するものとする。

(3) 企画提案書等の提出

（2）により配布する説明書に示すところによる。

(4) 質問の受付

（2）により配布する説明書に示すところによる。

5 受託者の選定

4の（2）により配布する説明書に示すところによる。

6 その他

（1）本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

（2）最優秀提案者の書類は返却しない。

しかし、最優秀提案者以外の企画提案書は返却するものとする。

（3）各業務の詳細は、4の（2）により配布する説明書に示すところによる。